

平成27年(行ウ)第1号 生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求事件
平成28年(行ウ)第1号 生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求事件
原告 原告番号1番 外4名
被告 国外1名

意見陳述要旨

2023年(令和5年)8月14日

富山地方裁判所民事部 御中

原告ら訴訟代理人
弁護士 西山 貞 義

- 約9年にも及んだこの裁判が、本日、結審します。
裁判官、もうお分かりでしょう。
どちらの主張が、理に適った主張なのか。
ここは、司法権を司る法廷です。多数派の人々、権力を持った人々、声の大きい人々が支配する政治の場ではありません。
法と良心と理性に従って、判断をする場です。
法と良心と理性に従って判断すれば、結論は一つです。
私は、この国の司法をまだ信じています。
司法権を行使できるのは、裁判官しかいません。
私は、裁判官の「法と良心と理性」を信じるしかないので。
私にできることは、ただ、裁判官の「法と良心と理性」に訴えかけることだけです。
- この裁判で問われているのは、この国の司法の存在意義そのものです。
内閣法制局ですら、司法の本質・役割につき、こう述べています。
「司法は、政治部門が多数決原理により国民の意思を国政に反映させようとするのとは異なり、個別事件における法適用を通じて、少数者の権利保護を含む法の支配・法による正義を実現することに本質的役割がある」
私たちも、プロフェッションとして、そう教育を受け続けてきたはずですが。
自民党は、生活扶助水準の10%カットを公約にかかげ、選挙に大勝しました。そして、その直後に、最大10%、平均6.5%という前代未聞の率での大幅引下げが突然、断行されました。その主要な根拠は、統計等の客観的数値との合理的関連性、専門的知見との整合性など全く認められない「デフレ調整」です。基準部会にも一切諮らず、基準部会委員の意見も黙殺して断行されました。結論ありきで、とってつけたような本当に形だけの屁理屈をつけて、実際は、多数決原理によって引き下げられたことは明らかです。
全国初の名古屋地裁判決も、自民党の政策が影響を与えた可能性が否定でき

ないとしています。その上で、あろうことか、厚生労働大臣は、「自民党の政策を考慮できる」と明言しました。

本当に多数派の政策によって健康で文化的な最低限度の生活が決められて良いのでしょうか。多数派であれば、少数者の「健康で文化的な最低限度の生活」を奪えるのでしょうか。人権として「健康で文化的な最低限度の生活」を保障し、多数派が少数者の生存を奪うことができないようにした憲法は、いったいどこにいったのでしょうか。

そもそも、憲法25条の理念に基づき大臣に基準設定権限を与えている生活保護法8条2項は、そんなことを考慮して基準を設定することを認めていません。我々法曹にとって最も重要な条文にはそんなことは一切書かれていません。

現行生活保護法の案文作成の実務担当責任者で、生活保護法の原理・原則を定めた小山進次郎も、その著書「生活保護法の解釈と運用」の中で、生活保護法8条に関する、こう述べています【甲5・168頁】。

「基準は、あくまでも合理的な基礎資料によって算定」されなければならない、「政治的色彩の混入することは厳に避けられるべき」。「基準の決定の基礎資料は専門的な審議会の最低生活水準に関する調査研究」に基づくべきで、「社会事業審議会に専門的な部会を設けて基準の決定に当たってはその意見を生かすこと」

本件引下げは、これらの原理・原則を全て踏みにじっています。

本件引下げを司法が容認すれば、政治部門への統制が効かなくなることを意味します。そして、政治部門は、屁理屈さえつければ、誰からも統制されず、多数派の意見を背景に、自由に生活扶助基準を大幅に下げることができるようになります。そんな弱者切り捨て、弱肉強食社会、現行憲法が許すはずがありません。

この裁判で、「少数者の権利保護を含む法の支配・法による正義」が実現されないとするなら、いったい、司法は何のために、誰のために存在しているのでしょうか。どのような状態になれば、「法の支配・法による正義」が実現されることになるのでしょうか。

この裁判で問われているのは、この国の司法の存在意義、そのものです。

そして、司法の一員として、この裁判で必死に裁判官に訴えかける私自身の存在意義も問われています。

この裁判が負けてしまうなら、この国の司法はその本質的役割において存在しないに等しい。

そして、私自身も、なんのために、誰のために弁護士をしているのか、その本質的な存在意義を見失うことになるでしょう。その意味で、この裁判は、私自身の存在意義、法曹人生そのものをかけた闘いでもあります。法曹人生のなかで、こんな裁判は二度と現れないでしょう。

3 少しだけ、私自身の人生の話をします。

私は、分子生物学者になるのが夢でした。もともと理科系で、大学は自然科学を学術的に追究する理学部に進学しました。分子生物学者になることを夢見て一生懸命勉強していました。ですが、大学4年のころ、父親が経営する会社が倒産しました。自分で貯めていた学費も事業資金に使うことになり、生活費も稼がなければならなくなり、大学院に進学して分子生物学者になる夢が潰えました。両親は離婚し、私は母についていきました。破産等を担当してくれた弁護士が本当に親身になって私たちを助けてくれました。私は、自分の夢は潰えたいけれども、弁護士になって社会的に弱い立場の人々を守る仕事をする、そう決意しました。

司法試験受験中は、日雇い派遣、自動車工場の期間従業員などで生活費を稼ぎながら、必死で勉強しました。余分な預貯金など全くなく、今後の人生もまさに「一寸先は闇」の状態。とにかく、明日生きていくのが精一杯で、身も心も、そして、経済も、まさに「最低限度の生活」でした。

遅く弁護士になれた私は、そんな「最低限度の生活」を続けてきた経験から、ホームレスの方も含め、生活保護の利用支援等をこれまで100人近く行ってきました。そして、多くの生活保護利用者の生活を間近で見えてきました。「最低限度の生活」の保障は、人の生き死にに直結するまさに「生存」をかけた権利保障だということもいくつか経験しました。一度は私の力不足で、本当に不幸な結果になってしまいました。私自身の「最低限度の生活」の経験からも、人の生き死にに直結すると実感しています。

そんな私自身の経験から、「最低限度の生活」をしている人々から生活費を10%近くもカットすることがどれだけ重たいものなのかよく分かっています。月7万円のギリギリの生活費からさらに数千円を削ることがどれだけ大変か。経済的な余裕がなく、それだけでなく、心や体も追いつめられた状態で、さらにそこから生活費が10%近くもカットされるのは、もはや「絶望」ではありません。一般世帯から10%の生活費をカットするのは意味が全く違います。

どうして、「最低限度の生活」をしている人々から、理由にもならない理由で、乾いた雑巾を絞るように金を搾り取るのか。

3年間で約670億円。国家財政からすれば微々たるものです。新型コロナ関係予算は、令和2年度、1年間だけで約77兆円でした。

原告番号3番のご自宅を撮影した動画【甲161】をご覧ください。あの動画に映っているのが、この国の、「健康で文化的な最低限度の生活」です。

「健康で文化的」だと感じましたか？

この生活ができれば、『世界第3位のGDPを誇る、この日本国の、「最低限

度の生活』として十分だろう、国民は何があっても安心して生活ができる状態だ』と感じましたか？

私は、全くそうは感じません。

事故、傷病、精神疾患、介護、倒産、失業、離婚、老齢、障害。

誰の人生にも起こりえます。私も大学4年のころのように、それらが発生して、生活保護を利用する状態になるかもしれません。実際、良い大学を出て、大企業などに勤めていた人でも、様々な事情で、生活保護を利用することになった人をたくさん知っています。「この最低限度の生活が保障されていれば何があっても安心だ。」などとは私は全く思えません。思えますか？

国家の総力をあげて、どんなことがあっても、すべて国民の「健康で文化的な最低限度の生活」を守る。保障する。それこそが現行憲法下での正しい国家のあり方ではないでしょうか。

名判決として今でも語り継がれている朝日訴訟・一審判決も、こう述べています。

「最低限度の水準は決して予算の有無によって決定されるものではなく、むしろこれを指導支配すべきものである。」

まさにそのとおりです。そして、これまでも再三主張してきたとおり、判例を精緻に分析すれば、最高裁も、最低限度の生活の水準を決定する場合は、財政を考慮することを認めていません。

「財政が悪化している」から「最低限度の水準」を下げるなどというのは、すべて国民の「生存」を保障すべき国家が果たすべき義務を放棄していることにほかなりません。

財政をしっかりとやりくりして、すべて国民の「最低限度の水準」を守る。これこそが、現行憲法によって国家に課せられた義務なのです。

多数派を背景にした政権与党の理不尽で合理的根拠が全くない、「国民感情」などというよく分からない感情に基づく政治的な公約に盲従し、財政効果を目論んで行われた本件引下げは、国家に課せられた義務を、踏みにじっています。

4 裁判官、もうお分かりでしょう。

私は、この国の司法をまだ信じています。敗訴判決なら、私は、この国の司法に絶望するでしょう。ですが、私は、決してあきらめません。決して負けません。最後の最後まで、弁護士である私の存在意義と法曹人生の全てをかけて、闘い続けます。

私は、裁判官の「法と良心と理性」を信じています。

信じるしか、ないのです。

以上

生活保護基準引下げ違憲富山訴訟・第28回口頭弁論概要等

2023年8月14日

生活保護基準引下げ違憲富山訴訟弁護団
事務局長 弁護士 西山 貞 義

本日、富山地方裁判所において、「生活保護基準引下げ違憲富山訴訟」第27回口頭弁論期日が行われました。

その概要等は、以下のとおりです。

第1 訴訟の概要等

1 訴訟の概要

(1) 何を求める訴訟か？

国は、生活保護基準引下げを、①2013年8月、②2014年4月、③2015年4月の3段階に分けて段階的に実施。基準引下げ幅は、平均6.5%、最大10%、国費ベースでいうと年間約670億円の削減という昭和25年に現行生活保護法が制定されて以降、全く前例のない大幅引き下げ。

富山市社会福祉事務所は、この基準引下げに基づき、生活保護費の減額処分を行った。

この訴訟は、これらの基準引下げや生活保護費の減額処分は憲法25条、生活保護法に反し違憲・違法であるとして、①被告国に対し、違憲・違法な生活保護基準引下げを行ったことについて慰謝料の支払いを求めるとともに、②基準引下げに基づき生活保護費減額処分を実際に行った富山市社会福祉事務所長の所屬する富山市を被告として処分の取消しを求める訴訟。

(2) 提訴日と提訴の対象等

①初回提訴は、2015年1月8日、1段階目の引下げを対象として、原告3名で実施。

②追加提訴を、2016年2月12日、3段階目の引下げを対象として、原告5名（新規原告2名、既存原告3名）の方について実施。

2 原告らについて

原告らは合計5名。全員、富山市在住の生活保護利用者。

原告らの属性は以下のとおり。

(1) 原告番号1番（初回提訴から原告）

40代女性。子と2人暮らし。左腕に障害を有しており、障害等級3級。

2013年8月に減額された生活保護費の月額、1300円

2015年4月に減額された生活保護費の月額、4360円

(2) 原告番号2番（初回提訴から原告）

80代女性。一人暮らし。両膝関節機能全廃の障害を有しており、障害等級3級。

2013年8月に減額された生活保護費の月額は、1400円

2015年4月に減額された生活保護費の月額は、1450円

(3) 原告番号3番（初回提訴から原告）【2017年3月死亡】

60代女性。夫と2人暮らし。重い糖尿病患者。

2013年8月に減額された生活保護費の月額は、1770円

2015年4月に減額された生活保護費の月額は、1830円

※2017年3月に亡くなられたため、相続人（夫）が単独で訴訟承継

(4) 原告番号4番（追加提訴による新規原告）

60代男性。一人暮らし。肝臓疾患等で通院中。

2015年4月に減額された生活保護費の月額は、790円

(5) 原告番号5番（追加提訴による新規原告）

60代男性。一人暮らし。平成25年10月ころまで新聞の営業職として長年働いていたが、失職。求職活動を行うも、高齢のため就職できない状態。

2015年4月に減額された生活保護費の月額は、790円

第2 本日の期日の概要

本日の期日で行った手続きは、以下のとおり。

① 原告第30、31準備書面の陳述、証拠（甲174～211号証）提出。

【原告準備書面の概要】

30準：鈴木雄大証人の証人尋問、意見書等を中心とした総括的準備書面（120頁）

31準：最終準備書面（164頁）

② 被告第25～28準備書面の陳述、証拠（乙99～107号証）

【被告準備書面の概要】

25準：東京地裁原告勝訴判決等が指摘する「十分な説明」を尽くす書面（29頁）

26準：デフレ調整の適法性に関する主張の補充（21頁）

27準：大阪高裁判決について（10頁）

28準：生活扶助相当CPIに関する原告らの主張に対する反論（22頁）

③ 被告上申書（原告30準に対する反論）提出確認

④ 原告上申書（被告上申書に対する再反論）提出確認

⑤ 被告ら意見陳述 意見陳述要旨参照

⑥ 伊藤建弁護士意見陳述 意見陳述要旨参照

⑦ 西山意見陳述 意見陳述要旨参照

第3 今後の訴訟の進行

本日、結審。

【判決期日】

年 月 日 時 分

第4 全国の同種訴訟の状況

現在、全国29都道府県で同種訴訟が提起されており、富山も全国的な取り組みの一環として提訴を行っている。富山は、全国で19番目の提訴。

最も早い提訴は佐賀県で、2014年2月25日に提訴されている。

全国の原告数(提訴時原告数)は合計で1025名(富山の原告5名を含む)以上に達している(2020年2月現在)。

【全国の進行状況等】

- ① 名古屋地裁：2020年6月25日に全国初の判決。敗訴。
「最低・最悪」と評される極めて不当な判決であった。
控訴し、名古屋高裁に係属中。11月30日判決。
→ 富山弁護士事務局長西山が中心となって準備を行った経済統計学者鈴木雄大先生(北海学園大学)の意見書に名古屋高裁が並々ならぬ関心を持って、証人採用。3月15日に名古屋高裁で証人尋問を実施済。西山が尋問の主担当。3月16日には厚労省で生活扶助相当CPIを作り出した西尾穂高保護課長補佐(当時)についても証人尋問実施。当時の官僚が証人出廷するのは極めて異例。7月14日結審。11月30日判決。
- ② 大阪地裁：2021年2月22日判決。勝訴。
「デフレ調整」が「統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性を欠いている」と断定。
- ③ 札幌地裁：2021年3月29日敗訴。控訴し札幌高裁係属中。
- ④ 福岡地裁：2021年5月12日敗訴。控訴し福岡高裁係属中。
- ⑤ 京都地裁：2021年9月14日敗訴。控訴し大阪高裁係属中。
- ⑥ 金沢地裁：2021年11月25日敗訴。控訴し名古屋高裁金沢支部係属中
- ⑦ 神戸地裁：2021年12月16日敗訴。控訴し大阪高裁係属中
- ⑧ 秋田地裁：2022年3月7日敗訴。控訴し仙台高裁秋田支部係属中
- ⑨ 佐賀地裁：2022年5月13日敗訴。控訴し福岡高裁係属中。
- ⑩ 熊本地裁：2022年5月25日勝訴。国は控訴し福岡高裁係属中
- ⑪ 東京地裁：2022年6月24日勝訴。国は控訴し東京高裁係属中
- ⑫ 仙台地裁：2022年7月27日敗訴。控訴し仙台高裁係属中

- ⑬ 横浜地裁：2022年10月19日勝訴。国は控訴し東京高裁係属中
- ⑭ 宮崎地裁：2023年2月10日 勝訴。国は控訴し福岡高裁係属中
- ⑮ 青森地裁：2023年3月24日 勝訴。国は控訴し仙台高裁係属中
- ⑯ 和歌山地裁：2023年3月24日 勝訴。国は控訴し大阪高裁係属中
- ⑰ さいたま地裁：2023年3月29日 勝訴。国は控訴し東京高裁係属中
- ⑱ 奈良地裁：2023年4月11日 勝訴。国は控訴し大阪高裁係属中
- ⑲ 大津地裁：2023年4月13日 敗訴。控訴し大阪高裁係属中
- ⑳ 大阪高裁：2023年4月14日 敗訴。上告し最高裁係属中。
- ㉑ 千葉地裁：2023年5月26日 勝訴。
- ㉒ 静岡地裁：2023年5月30日 勝訴。

第5 富山弁護団の概要

富山弁護団は、県内の11名の弁護士で構成。弁護団長は、青島明生(富山中央法律事務所)事務局長は、西山貞義(富山中央法律事務所)→訴訟に関する問い合わせは事務局長まで。

連絡先は、電話076-423-2466、FAX076-423-0699

第6 支援団体の概要

2013年11月に設立された「反貧困ネットワークとやま」がこの訴訟の支援を行っています。支援活動の具体的内容は、社会に対するアピール活動、期日の際の原告の方の送迎や精神的支援などの原告の方に対する支援、生活実態調査を行う際の支援など。共同代表は、松浦万里子(元金城大学教授(社会福祉論))、西山貞義(弁護士)事務局長は、杉田瑞樹→支援活動に関する問い合わせは、事務局長までお願いします。連絡先は、076-442-8000

以上

平成27年(行ウ)第1号 生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求事件
平成28年(行ウ)第1号 生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求事件

本

被告ら意見陳述要旨

令和5年8月7日

富山地方裁判所民事部合議1係 御中

被告ら指定代理人

岡部直樹



角秀幸



被告富山市指定代理人

谷澤隆



市田幸子



佐藤功幸



中村明喜



森田真史



清水省二郎



弁論の終結に当たり、被告らの主張の要旨を口頭で陳述します。

1 はじめに

本件訴訟の主たる争点は、本件保護基準改定の適法性です。この点については、本件保護基準改定に係る厚生労働大臣の判断の過程及び手続に過誤、欠落が認められるかという判断過程審査の判断枠組みが採られるべきです。この判断過程審査では、「被告」が説明する論証過程を追試的に検証し、それが一応納得できるものか否かという観点から、その適否が判断されます(岡田最高裁判所官解脱297ページ参照)。この点、同種訴訟に係る大阪高等裁判所令和5年4月14日判決も、本件保護基準改定の適法性について、厚生労働大臣の判断過程を摘示し、それに沿う形で争点を整理、抽出した上で、当該判断過程について、「一応合理的なものといえることができる」か否か(同判決19及び29ページ)、「一定の合理性が認められるか否か(同判決21、22、24及び25ページ)により厚生労働大臣の判断の過程及び手続に過誤、欠落が認められるか否かを判断しています。このように、判断過程審査を適切に行うためには、まずもって、本件保護基準改定に係る厚生労働大臣の判断過程を正確に把握することが必要です。

2 デフレ調整に係る厚生労働大臣の判断過程

ここでは、本件訴訟における主要な争点の一つであるデフレ調整の判断過程の要点を述べます。

(1) 生活扶助基準の「水準」(絶対的な高さ)の適正化の必要性【被告ら第20準備書面38ないし40ページ、同第26準備書面6及び8ページ】

デフレ調整は、生活扶助基準の「水準」と「展開のための指教」のうち、「水準」の適正化を図ったものです。本件保護基準改定に当たり、生活扶助基準の「水準」を適正化する必要があったことは、以下に述べるとおり明らかです。

平成20年9月のリーマンショックに端を発する世界金融危機の影響で、同年以降、賃金、物価、家計消費等が落ち込み、一般国民の消費水準等が下落し

ていました。取り分け、本件保護基準改定に当たり、平成19年検証と同様の手法により一般低所得世帯の消費水準についてみると、平成21年全消費調査における夫婦子1人世帯（年収階級第1・十分位）の生活扶助相当支出額は、平成16年から約11.6パーセント下落していました。一方、生活扶助基準については、平成19年検証時以降、変更されていなかったため、生活扶助相当支出額は生活扶助基準額を約12.6パーセント下回るものとなっていました（以上につき、乙第99号証9ページ、同第100号証9ないし11ページ）。また、当時の経済動向を踏まえるならば、平成21年以降に、先ほど述べた生活扶助相当支出額が増加することは考えにくいところでした。ここに、生活扶助基準の改定に当たっては、生活保護において保障すべき最低生活の水準は、一般国民の生活水準との関連において捉えられるべき相対的なものであるという考え方が一貫してとられてきましたが、以上の事情を踏まえると、生活扶助基準の水準は、一般国民の生活水準との間に不均衡が生じている状態（生活扶助基準の水準が高い状態）にあったといえます。

以上に述べた事情に照らせば、本件保護基準改定（のうち最初の平成25年改定）が行われた平成25年の時点では、一般国民の生活水準との間の不均衡を是正するために、生活扶助基準の「水準」を引き下げるべき状況にあったといえます。

(2) 物価を指標とした理由【被告ら第20準備書面40ないし51ページ、同第26準備書面8及び9ページ参照】

厚生労働大臣は、デフレ調整を行うに当たり、物価変動率に着目しました。以下、その理由を説明します。

まず、消費を基礎として改定する場合には、減額幅が必要以上に大きくなることが想定されました。本件保護基準改定の当時は、「百年に一度」とも評される世界金融危機が実体経済に深刻な影響を及ぼすとともに、国民の将来不安が高まっている状況であり、例えば、収入の不安定さを勘案して消費を減らす

ことなどが考えられました。現に、先ほど述べたとおり、一般低所得世帯（年収階級第1・十分位）に限ると、夫婦子1人世帯の生活扶助相当支出額は、同世帯の生活扶助基準額を約12.6パーセント下回る状況となっていました。そのため、仮に消費を基礎とする改定を行った場合、減額幅が必要以上に大きくなることが想定されました。

さらに、保護基準の改定の方式について法令上の定めはなく、従前採用していた消費を基礎とする水準均衡方式についても、厚生労働大臣が昭和58年意見具申以降採用している事実上の改定指針の一つにすぎません。先ほど述べたとおり、生活扶助基準の改定に当たっては、生活保護において保障すべき最低生活の水準について、一般国民の生活水準との関連において捉えられるべき相対的なものであるという考え方が一貫してとられてきましたが、一般国民の生活水準との均衡を評価するための指標としては、消費のほかには賃金や物価も考えられるところです。専門委員会の平成15年中間取りまとめでも、「例えば、年金の改定と同じように消費者物価指数の伸びも改定の指標の一つとして用いることなども考えられる。」と消費者物価指数を生活扶助基準改定の指標とする可能性に言及されていました。

こうした事情を勘案し、厚生労働大臣は、デフレ調整に当たり、生活扶助基準の「水準」の改定の減額幅が必要以上に大きくなることをしないようするため、消費実態そのものではなく、消費の構成要素の一つである物価の変動率に着目することとしました。この点、栃本意見書においても、平成15年中間取りまとめにおける上記記載を踏まえた上で、「生活扶助基準の改定の指標として物価動向を参照することについては、専門的知見と整合しないものではない。」とされています（乙第103号証5ページ）。

(3) 物価変動率を算定する期間の始期を平成20年とした理由【被告ら第20準備書面53ないし55ページ】

厚生労働大臣は、総務省統計局が公表している消費者物価指数（総務省CP

1)のうち、生活扶助費で支出される品目のデータを用いて、平成20年から平成23年までの物価変動率(マイナス4.78パーセント)を算定しました。

ここで、物価変動率を算定する期間の始期を平成20年とした理由ですが、厚生労働大臣は、平成20年度に、平成19年検証の結果を踏まえ、生活扶助基準の水準を据え置きました。平成19年検証においては、生活扶助基準の水準が一般低所得世帯の消費水準と比較して高いという結果が得られており、生活扶助基準の「水準」を引き下げる必要性が認められたものの、平成20年当時の原油価格の高騰等を含む社会経済情勢等を総合的に勘案して、生活扶助基準の「水準」を据え置くという判断が行われており、平成20年までの社会経済情勢等は既に当年度の改定において斟酌されているということができました。そして、厚生労働大臣は、このようにして定められた平成20年度的生活保護基準が法8条2項の規定に適合する妥当なものであることを前提として、平成19年検証以来となる定期的な検証を踏まえた改定である本件保護基準改定を行ったわけですから、平成20年以降の経済情勢を斟酌することとしたのは、当然のことです。

(4) 生活扶助相当CPIの設定方法【被告ら第20準備書面51ないし69ページ、同第26準備書面13及び14ページ、同第28準備書面5ないし19ページ参照】

生活扶助相当CPIは、総務省統計局が公表している消費者物価指数(総務省CPI)に係るデータを基に、①生活扶助費で支出される品目の価格指数について、②一般国民の消費実態を表す家計調査により算出された総務省CPIのウェイトのうち、③平成22年基準のウェイトを用いて、平成20年から平成23年までの物価変動率を算定したものです。

まず、①については、生活扶助基準の改定の指標とする物価変動率を把握する上で、かかる品目以外の品目を用いて算出することは相当でないと考えられました。また、水準均衡方式による毎年度の改定においても、生活扶助費で支

出されない費用を除外して算出された指標を用いている上、平成16年検証、平成19年検証及び平成25年検証においても、生活扶助相当品目による支出額が検証に用いられています。このように、被保護者の需要の有無及び程度を判断する手法として生活扶助相当品目を用いるという手法は、従前から行われており、かつ、専門家においても是認されているものであって、栃本意見書においても、「生活扶助基準の改定の検討にあたって、生活扶助相当品目に係る動向を参照することは、従前の取扱いに倣ったものといえ、専門的知見とも整合する」とされています(乙第103号証5ページ)。

次に、②総務省CPIのウェイトは、一般国民の消費実態を表すものです。先にも述べましたが、生活扶助基準の改定に当たっては、一般国民の生活水準との関連において捉えられるべき相対的なものであるという考え方が一貫してとられてきました。現に、消費を指標とする水準均衡方式においても、一般国民の消費水準である民間最終消費支出の伸びが改定の指標とされていました(一般低所得世帯の消費水準が改定の指標とされているわけではありません。乙第99号証11ページ、同第100号証14及び15ページ)。デフレ調整についても、このような考え方に立脚し、一般国民の生活水準の変化を通じた相対的なものとして生活扶助基準の「水準」を改定するものです。かかる観点から、生活扶助相当CPIの算定に当たっては、総務省CPIにおける一般国民のウェイトのデータを用いることが適切であると考えられました。栃本意見書においても、「生活扶助基準の改定の検討にあたって、「一般国民全体」の直面する経済状況を参照することは、従前の取扱いに倣ったものといえる。」とされています(乙第103号証5ページ)。

③平成22年基準のウェイトを用いたのは、平成20年から平成23年にかけての物価変動率を算出するに当たり、物価指数の算定時点に可能な限り近接した時点のウェイトを用いるのが相当であると考えたことによります。また、このように対象期間の間の任意の時点でウェイトを採る方法は、消費者物価指

数マニュアルにおいて「中間年指数」と紹介される方法であり、適切なものです。

原告らは、教養娯楽用耐久財（テレビやパソコン等）の取扱いを問題視します。例えば、原告らは、一般国民全体のウェイトを用いた結果、独自に計算した生活保護受給世帯のウェイトを用いた場合に比して、テレビやパソコンの物価下落の影響が大きくなった旨をいうようですが、総務省CPIにおける一般国民のウェイトのデータを用いるのが適切であると考えられたことは、先ほど述べたとおりです。また、原告らは、物価下落率の大きいテレビやパソコン等を品目から除外して物価変動率を算定すべきであった旨をいうようですが、生活扶助相当品目を用いるとの判断が合理的なものであったことは先に述べたとおりですし、品目の選定に当たり、恣意的な判断が介在しないという意味での合理性や国民に対する説明可能性等をも考慮しました。

結局のところ、原告らは、生活扶助相当CPIの算定に当たり、物価変動率の正確性という考慮要素を絶対視しているものと解されますが、厚生労働大臣の判断において、物価変動率の正確性は、重要な考慮要素の一つであるものの、唯一絶対のものではありません。そのため、生活扶助相当CPIの設定方法の適否について、専ら「生活保護受給世帯においてマイナス4.78パーセントに相当するような可処分所得の実質的増加が生じたと認められるか否か」という観点から本件保護基準改定の適法性を判断することは、厚生労働大臣の判断過程を正解しないものである上、判断過程審査を逸脱するものです。

この点、鈴木准教授の意見書や証言も、専ら「生活保護受給世帯においてマイナス4.78パーセントに相当するような可処分所得の実質的増加が生じたと認められるか否か」という観点から生活扶助相当CPIの妥当性を検討したものであり、上述した厚生労働大臣の判断過程を踏まえたものではないので、デフレ調整の適法性を左右するものではありません。

(5) デフレ調整ないし本件保護基準改定の実施【被告ら第20準備書面68、6

9及び75ページ参照】

厚生労働大臣は、以上に述べた理由から、平成20年から平成23年までの生活扶助相当CPIの変動率をマイナス4.78パーセントと算定しました。そして、厚生労働大臣は、平成21年全消調査によれば、夫婦子1人世帯について一般低所得者世帯の消費水準が生活扶助基準額を大幅に下回る状況であることや平成21年以降の経済情勢に照らして、平成25年改定時までにかかる状況が解消される状況にないことを確認しており、仮に消費実態に基づいて基準額の改定を行えば、実際に行われた改定（ゆがみ調整及びデフレ調整）以上に大幅な減額改定となることを認識していましたし、平成20年以降、物価のみならず、賃金や消費等の経済指標も大きく下落している状況にあることを認識していました。厚生労働大臣は、こうした厳しい経済情勢等を踏まえ、デフレ調整の改定率を生活扶助相当CPIの上記変動率と同じとするのが相当と判断しました。

その上で、厚生労働大臣は、ゆがみ調整と合わせた本件保護基準改定による減額幅の上限を10パーセントとするなどの激変緩和措置をとることとし、最終的には、このような激変緩和措置も含めた本件保護基準改定後の生活扶助基準額が最低限度の生活を下回るものではないと判断して、本件保護基準改定を行ったものです。

3 デフレ調整に係る厚生労働大臣の判断の過程及び手続に過誤、欠落はないこと以上からすると、デフレ調整に係る厚生労働大臣の判断の過程及び手続に過誤、欠落があるとはいえません。

更にいえば、本件保護基準改定後に行われた平成29年検証では、標準世帯を含む夫婦子1人世帯について、生活扶助基準の水準が一般低所得世帯の消費実態とおおむね均衡することが確認されており、この点からも、デフレ調整に係る厚生労働大臣の判断の過程及び手続に過誤、欠落がないことが裏付けられています。

4 結語

以上のとおり、本件保護基準改定に係る厚生労働大臣の判断の過程及び手続に過誤、欠落はなく、上記判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められません。したがって、本件保護基準改定は適法であり、原告らの請求は棄却されるべきです。

以 上

平成27年（行ウ）第1号 生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求事件

平成28年（行ウ）第1号 生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求事件

原告 原告番号1番 外4名

被告 国外1名

代理人意見陳述

2023（令和5）年8月14日

富山地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟復代理人 弁護士 伊藤 建



1. この裁判で問われていること

憲法25条1項は、私たちに「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障しています。なぜなら、私たちの誰もが、病気になったり、障害を持ったり、高齢になったり、一人親世帯になったり、失業したりすることで、「健康で文化的な最低限度の生活」を維持できなくなり得るからです。

この裁判で問われているのは、憲法25条が保障する「生存権」を、絵に描いた餅にするのか、憲法上の権利として機能させるのか、ということです。

2. 11対10という異例の事態

この裁判では、全国29都道府県で、1000名を超える原告が職っており、誰もがみな、ひとつひとつの判決を、固唾を呑んで見守っています。そんな中、本年4月14日、大阪高裁は、請求を認容した大阪地裁判決を取り消し、請求を棄却しましたが、それでも、地裁レベルでは、請求認容が11件、請求棄却が10件と、判断が真っ二つに分かれています。認容率が低いといわれている行政事

件訴訟では、まさに異例の事態です。

3. 判断の分かれ目

裁判所の判断の分かれ目は、どこにあるのでしょうか。

認容判決と棄却判決を比べると、あることに気が付くはずですが。認容判決には、ゆがみ調整のみを違法としたもの、デフレ調整のみを違法としたもの、ゆがみ調整もデフレ調整も違法としたものと、様々なバリエーションがあります。また、その理由付けも多種多様です。

これに対し、棄却判決の理由付けは、判を押したように共通しています。厚生労働大臣の広範な裁量権を理由に、国側の主張する判断過程を追認するだけで、原告らが疑問を提示し反論する点を何ら審査しようとしません。たとえば、

① 改定に物価を用いることは、昭和58年意見具申や平成16年報告書、平成25年報告書といった専門的知見と整合しないのではないか

② デフレ調整の始期を平成20年とすることは、平成16年全国消費実態調査の結果を用いた平成19年報告書は理由になるのか、総務省CPIが平成19年から平成20年にかけて上昇している点を看過しているのではないか

③ 生活扶助相当CPIの基礎となるウエイトは、社会保障生計調査と合理的関連性がないのではないか

④ 生活扶助相当CPIの下落率が4.78%であることは、総務省CPIの下落率が2.35%であることや、総務省CPIの食料費・水光熱費が上昇していることと合理的関連性があるのか

⑤ ゆがみ調整の2分の1処理は、増額になるべき世帯にとっては本来の「需要」を満たさず、激変緩和措置とはいえないのではないか

といった点です。

結局のところ、裁判所が、こうした本件改定の問題点に真摯に向き合うか、それとも、厚生労働大臣に広範な裁量権があるという「言い訳」で逃げるかという

ことが、判断の分かれ目になるのです。

4. 老齢加算最判のメッセージ

こうした判断の分かれ目が生じるのは、担当した裁判官が、「生存権＝広い裁量」という旧来的な理解のままであるか、それとも、行政訴訟改革後の新しい時代の行政裁量統制論によるか、というスタンスの違いが大きいところです。

本件と同じく保護基準の改定が問題となった老齢加算最判は、行政訴訟改革後の新しい時代の行政裁量統制論によるものです。旧来、堀木訴訟最判は、「健康で文化的な最低限度の生活」の具体化には「高度な専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断」を必要とすると判断していました。つまり、政策的判断は、「高度の専門技術的な考察」がなされていることが前提となるのです。

もっとも、堀木訴訟最判が立法府に「広い裁量」を認めたことを受け、「生存権＝広い裁量」という旧来的な理解が広まりました。しかし、堀木訴訟のように、憲法25条2項に基づく立法措置が問題となる場合と、憲法25条1項の生存権そのものが問題となり、生活保護法8条により厚生労働大臣の裁量権が限定される場合とでは、裁量の幅はおのずと異なります。

だからこそ、老齢加算最判は、生活保護法8条に基づき、改定前に引下げに見合う「需要」の減少があるとした厚生労働大臣の判断と、改定後の保護基準の内容が健康で文化的な生活水準を維持することができるとした厚生労働大臣の判断につき、「客観的数値等との合理的関連性」や「専門的知見との整合性」を審査したのです。これらの審査に耐えられないのであれば、厚生労働大臣の「政策的判断」が「高度の専門技術的な考察」に基づくものとは、到底いえません。

5. 裁判所に求めること

先述べた通り、棄却判決は、国側の主張する判断過程を追認するだけで、原告らが疑問を提示し反論する点を審査しようとしませんでした。

その理由は簡単です。もし、裁判所がこれらを審査してしまえば、本件改定に「客観的数値等との合理的関連性」も「専門的知見との整合性」もないことが明らかになってしまうからです。だからこそ、棄却判決は、厚生労働大臣の裁量権を隠れ蓑に、原告らの主張を黙殺したのです。

繰り返しますが、厚生労働大臣の「政策的判断」は、「高度の専門技術的な考察」に基づくものでなければなりません。「高度の専門技術的な考察」に基づかない判断を、厚生労働大臣の裁量権の名のもとに正当化することはできないのです。

裁判所は、被告らに対し、原告が疑問を示し反論する「客観的数値等との合理的関連性」や「専門的知見との整合性」につき説明を求めたにもかかわらず、被告らが「厚生労働大臣の裁量権」以上の回答をせず、説明責任を果たさないのであれば、毅然として違法判断をすべきなのです。それこそが、老齢加算最判が未来に託したメッセージなのです。

被告らは、説明責任を果たさないばかりか、本件の審理を通じて、原告らが当初説明していた本件改定の理由が成り立たないことを暴くと、改定当初に主張していなかった別の理由を持ち出す始末です。このこと自体、本件改定が「高度の専門技術的な考察」に基づいていないことを示しています。

こうした出鱈目な政策ですら、本当に厚生労働大臣の裁量権の範囲内であり、不当の問題にすぎないのでしょうか。生活保護法8条は、憲法25条1項は、絵に描いた餅にすぎないのでしょうか。生活保護受給者は、生きるも死ぬも厚生労働大臣の手中にあるのでしょうか。

憲法76条3項には、こう書かれています。「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」

裁判所におかれましては、憲法及び生活保護法に基づき、原告らの切実な生活実態に真摯に向き合いながら、最後の「いのちの砦」である裁判官の職責を果たしたといえるような判断をしていただきたいと思います。

以上